

埼玉県警察嘱託柔道剣道教師運営要綱

昭和60年3月26日

埼例規第23号・教

警察本部長

埼玉県警察嘱託柔道剣道教師運営要綱の制定について（例規通達）

嘱託柔道剣道教師委嘱内申基準、任期、解嘱事由等を明らかにするため、嘱託柔道剣道教師の内申について（昭和38年埼例規第6号・教）の全部を別添のとおり改正し、昭和60年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようされたい。

別添

埼玉県警察嘱託柔道剣道教師運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県警察嘱託柔道剣道教師(以下「嘱託教師」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱基準人員)

第2条 嘱託教師の警察署別の委嘱基準人員は、嘱託柔(剣)道教師委嘱基準表(別表)のとおりとする。

(委嘱)

第3条 嘱託教師は、警察署長(以下「署長」という。)の内申に基づき警察本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する。

2 前項に規定する署長の内申は、嘱託柔道(剣道)教師内申書(様式第1号)により行うものとする。

3 署長は、嘱託教師が委嘱されたときは、柔道(剣道)嘱託教師カード(様式第2号)を作成保管し、その写しを警務部教養課長に送付するものとする。

(委嘱状の交付)

第4条 嘱託教師の委嘱は、委嘱状(様式第3号)を本人に交付して行う。

(内申基準)

第5条 署長は、次の掲げる要件を満たしている者のうちから嘱託教師の内申を行うものとする。

- (1) 人格、識見ともに優れ、柔道又は剣道について卓越した知識、技能を有し、かつ、自ら指導訓練に当たれること。
- (2) 柔道又は剣道が5段以上であること。
- (3) 原則として居住地、勤務地又は加盟している競技団体の所在地のいずれかが管内に所在すること。
- (4) その他委嘱することが警察活動に支障を及ぼさないこと。

(任期)

第6条 嘱託教師の任期は、委嘱時から年齢が70歳に達したときまでとする。

(解嘱)

第7条 本部長は、嘱託教師が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、解嘱することができる。

- (1) 本人から辞任の願い出があつたとき。
- (2) 嘱託教師としてふさわしくない行為があつたとき。
- (3) 長期にわたる心身の故障等事実上嘱託教師としての指導ができない事由の生じたとき。
- (4) その他、本部長が解嘱の必要を認めたととき。

2 嘱託教師の解嘱は、解嘱通知書（様式第4号）を本人に交付して行う。

（報酬）

第8条 嘱託教師に対する報酬は、支給しない。

実施日

この例規通達は、昭和60年4月1日から実施する。

実施日（平成5年8月31日埼例規第56号・務）

この例規通達は、平成5年9月1日から実施する。

実施日（平成12年4月28日埼例規第43号・総）

この例規通達は、平成12年5月1日から実施する。

実施日（平成14年11月29日務第2183号）

この通達は、平成14年12月1日から実施する。

実施日（平成15年3月17日務第538号）

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

実施日（平成17年1月25日務第130号）

この通達は、平成17年2月1日から実施する。

実施日（令和2年1月10日教第38号）

この通達は、令和2年1月10日から実施する。

【様式別表省略】